

選挙制度不均一の諸相

——定義と実態——

小 川 寛 貴

はじめに

選挙制度不均一とは、一国内に複数の選挙制度が併存している状態を指す。選挙制度不均一の下では、政党、政治家や有権者といったアクターに複数の異なる制度的インセンティブが付与される。その結果として、一国内に多様な政党競争のパターンが生じる。一方で選挙制度が均一な場合には、制度的インセンティブも均一となるために、政党競争のパターンは各選挙区や各選挙レベルで比較的類似したものとなる。つまり、選挙制度が不均一か否かによって政党システムの在り方は異なる。したがって、選挙制度不均一は選挙制度が政党システムに与える影響を分析する上で理論的に重要な視点だと言えるであろう。

同時に、選挙制度不均一は制度設計上の問題としても重要である。ある制度単体の特徴だけでなく、複数の制度の組み合わせが違いを生み出す(Mainwaring 1993)。それゆえ、ある制度を設計する際には他の制度の存在と影響を無視できない。選挙制度の設計に関しても、ある選挙の制度だけに着目するのではなく、その他の選挙制度との組み合わせを考慮に入れることが重要になる。選挙制度不均一は、一国に存在する複数の選挙制度を総体として捉え、その組み合わせが不均一か否かを問題とする概念である。したがって、選挙制度不均一はある国の選挙制度を設計する上で、制度の組み合わせによる効果を明らかにする重要な視点である。

最後に、選挙制度不均一は日本政治を分析する上でも重要な意味を持つ。日本の選挙制度の特徴は、国内に多様な選挙制度が混在していること、

すなわち選挙制度不均一である。日本の選挙制度には帝国議会の開設以来、常に何かしらの形で選挙制度不均一が生じており、それが日本政治を特徴付けてきたと言っても過言ではない。

こうした選挙制度不均一の重要性と比して、厳密な定義や実態には十分な注意が払われてこなかった。選挙制度不均一を題材とした実証研究自体は近年になって出現し始めているが(西川2007, Lago and Montero 2009など)、各研究における選挙制度不均一の定義は不明確で、そこで捉えられている選挙制度不均一の側面は様々である。こうした選挙制度不均一概念の非体系性ゆえに、先行研究では選挙制度不均一の実態、すなわち不均一がどのような形で発生しうるのかが十分に明らかにされてこなかった。

選挙制度不均一の定義と実態が不明確であれば、選挙制度不均一の問題の所在が不明確となり、各研究の成果をいかに位置づけるかが難しくなる。そこで本研究では、選挙制度不均一研究を進める足掛かりとして、選挙制度不均一の定義を明確にした上でその実態を示す。これが本研究の第1の目的である。

同時に本研究は、日本の選挙制度不均一について、その現状と特徴の考察も試みる。これが本研究の第2の目的である。日本を分析対象とした先行研究(堤・上神2007, 堀内・名取2007など)は衆議院議員選挙と都道府県議会議員選挙の間の不均一を主に取り上げているが、それだけが日本における選挙制度不均一ではない。本研究で明らかにするように、日本の選挙制度不均一には様々な側面があるが、先行研究では日本の選挙制度不均一の全体像が明らかにされてきたとは言い難いのである。また、国外の選挙制度不均一との違いも明らかではない。日本の選挙制度不均一の特徴は何か。本研究はこの点についても考察を行って、

日本の選挙制度不均一を理解し研究を進める上での足掛かりを得ようとするものである。

具体的には、本研究は以下の流れで進められる。第1章では、選挙制度の類型を整理した上で、選挙制度不均一の定義を行う。第2章では、第1章での定義に従って、世界における選挙制度不均一の実態を明らかにすると同時に、日本の選挙制度不均一をその中に位置づける。第3章では、第1章と第2章で得られた知見を基にして、日本の選挙制度不均一の現状とその特徴について考察する。

第1章 選挙制度不均一の諸相

本章では、網羅的かつ相互排他的な選挙制度の類型化を行い、それを基にして選挙制度不均一の定義を行う。第1節では、選挙制度の分類に先立ち、選挙制度を構成する代表制、選挙区定数、投票方式の3つの要素について概説する。第2節では、代表制による分類をベースとしながら、主に選挙区定数と投票方式に着目して選挙制度の分類を行い16の類型を示す。第3節では、選挙制度不均一概念の定義を行い、大きく分けて制度内不均一と制度間不均一という2つの選挙制度不均一のパターンを提示する。

第1節 選挙制度の構成要素

選挙制度が不均一か否かを定義するには、まず選挙制度を分類する必要がある。その分類を基に観察した選挙制度の類型が、選挙区や選挙レベルで異なれば、選挙制度不均一と判断できる。選挙制度を特徴付ける要素は、大まかに代表制、選挙区定数、投票方式の3つに分けられる¹。選挙制度の詳細な分類に先立ち、本節では代表制、選挙区定数、投票方式の各要素について簡単な説明と分類を行う。

第1の要素である代表制とは、投票結果から代表者（議員）を選出する方法である。代表制には、多数代表制と比例代表制、混合型の3種類が存在する。多数代表制（Majoritarian System²）とは、選挙区内で「多数」の票を獲得した者や政党に議席を与える方式である。つまり、選挙にお

ける多数派の代表を重視する選挙制度である。多数代表制は、「多数」の捉え方により、相対多数制と絶対多数制の2つの代表制に分類される。相対多数制（Plurality/Relative Majority System）では「多数」を相対的な基準として捉え、選挙区内で最も多くの得票、すなわち相対多数の票を獲得した者を当選とする。一方、絶対多数制（Absolute Majority System）では、選挙区内で特定得票数、多くの場合過半数の票を獲得した者を当選とする。他方、比例代表制（Proportional Representation System）とは、「多数」に基づく議席配分ではなく、なるべく得票率と議席率が近似するような比例的な議席配分を意図した制度である。伝統的な選挙制度は以上のように多数代表制と比例代表制に分かれるが、近年では両者を組み合わせ合わせた制度も多く出現するようになってきた。こうした組み合わせ制度は、混合型（Mixed System）と総称される。本研究では、混合型を多数代表制や比例代表制とは異なる代表制の3つ目の類型として扱う。

第2の要素である選挙区定数は、その選挙区から当選する候補者の数である。例えば定数が3であれば、その選挙区からは3人の候補者が当選する。一般的には、定数が1の選挙区を小選挙区（SMD：Single Member District）、定数2以上の選挙区を大選挙区あるいは複数定員区（MMD：Multi Member District）と呼ぶ。同じ代表制の中でも、選挙区定数をいくつに設定するかには、相応のばらつきが生じる。選挙区定数は比例性や有効政党数に大きな影響を与えており、決定的な要素（Decisive Factor）とみなす研究も多い（Taagepera and Shugart 1989など）。

第3の要素である投票方式は、具体的な投票方法に関わる要素である。投票方式は、有権者がもつ票数と選択対象から特徴付けることが可能である。票数の視点からは、投票方式を単記制と連記制に分けることが出来る。単記制では、有権者が投票できるのは1票だけである。他方、連記制では、有権者は2以上の複数の票を持つ。特に定数と同じ数だけ投票できる制度を完全連記制と呼び、定数より票数が少ない制度を制限連記制と呼ぶ。また、単記か連記かという次元とは異なるが、1回投票制か2回投票制かという点も票数の視点からは重要な分類となる。2回投票制では、

主に絶対多数制で採用される方式で、1回目の投票で定められた当選のための得票数を得た候補者がいない場合、候補者を上位数名に絞り込み2回目の決戦投票を行う。2回目の投票がある場合、実質的には有権者はその選挙での2票目を投じることになる。

選択対象の視点からは、投票方式を政党方式、候補者方式、選好順位方式の3つに分けることが出来る。政党方式では有権者は政党に対して投票し、得票は政党単位で計算される。候補者方式も同様で、有権者は候補者に対して投票し、得票は候補者単位で計算される。選好順位方式では、原則的には選挙区の全候補者に対して、有権者が選好順位を付けて投票する方式である。つまり、有権者は選挙区の候補者に対して、第1位はA氏、第2位はB氏、第3位はC氏などと順位付けをして投票することになる。

第2節 選挙制度の分類

本節では、第1節で示した選挙制度の3つの要素を基本として、選挙制度の分類を行う。代表制による分類をベースラインとしながら、細部に関して選挙区定数や投票方式による分類を行っていく³。

第1の代表制の類型である多数代表制は、前述の通り絶対多数制と絶対多数制に分類できる。まず絶対多数制の分類では、いくつの選挙区定数が設定されていて、有権者が何票有しているか（投票方式）が重要な基準となる（Bormann and Golder 2013 : 361）。選挙区定数が1の場合、小選挙区絶対多数制（Single Member District Plurality : SMDP）と呼ばれる⁴。この制度は、アメリカ（2016年時点）やイギリス（2015年時点）など59ヶ国で用いられている⁵。選挙区定数が複数の大選挙区絶対多数制の場合は、投票方式が単記制、制限連記制、完全連記制のどの方式を採用しているかで3つに分類される。単記制の場合は単記非移譲式（Single Non Transferable Vote : SNTV）、制限連記制の場合は制限投票制（Limited Vote : LV）、完全連記制の場合はブロック＝ヴォート（Block Vote : BV）と呼ばれる。SNTVはアフガニスタン（2010年時点）、クウェート（2016年時点）など5ヶ国⁶で、LVはジブラルタル（2015年時点）の1ヶ国、BVはモー

リシャス（2014年時点）、ツバル（2015年時点）など15ヶ国で用いられている。

以上の制度は候補者への投票を行う候補者式であるが、大選挙区で政党式の1票をもつ制度を政党ブロック＝ヴォート（Party Block Vote : PBV）と呼ぶ。この制度では、選挙区で相対多数を獲得した政党がその選挙区の全議席を獲得する。PBVはエジプト（2015年時点）、シンガポール（2015年時点）など5ヶ国で採用されている。また、ここまでの分類法から漏れる選挙制度として、小選挙区、大選挙区問わず選好投票を行うボルダ＝カウント（Borda Count : BC）も存在する。BCでは有権者の付けた選好順位にそれぞれ得点が付されており、高い得点を獲得した候補者が選挙区定数分当選する。BCの下院選における実用例は少なく、スロヴェニア下院の少数民族枠選挙に採用されている程度である。

次に、絶対多数制の制度としては、2回投票制と優先順位付投票制⁷の2つがある。2回投票制（Two Round System : TRS）は最初の投票で有効投票数の過半数など、定められた得票数を獲得する者がいなかった場合、上位の候補者のみで決選投票を行う方法である。一例として、1回目の結果における上位2名に絞って、2回目の決選投票を行う方式がある⁸。TRSはフランス（2012年時点）、ウズベキスタン（2014年時点）など20ヶ国で採用されている。一方、優先順位付投票制（Alternative Vote : AV）は選好投票制を用いた絶対多数制である。AVは1回目の投票で定められた得票数に達した候補者がいない場合、最下位候補者に投じられた票をその選好の順序に応じて再配分する制度である。具体的には、最下位候補者への投票について、各有権者が第2位に記した候補者へと票を移していく。この手続きを絶対得票数に到達する者が出るまで繰り返す。AVはオーストラリア（2013年時点）、パプアニューギニア（2012年時点）の2ヶ国で採用されている。

第2の代表制の類型である比例代表制には、単記移譲式投票制と名簿式が存在する。単記移譲式投票制（Single Transferable Vote : STV）は、当選者が当選に必要な票数（当選基数）以上に票を獲得した場合、その超過分を他の候補者に移譲する方式である。有権者は優先順位付投票制と同じく事前に選好順位を表明しておき、それに沿っ

て票の移譲が行われる。STVは、アイルランド（2016年時点）、マルタ（2013年時点）の2ヶ国で採用されている。

もう1つの方式である名簿式（List Proportional Representation：List PR）は、現在多くの国⁹で採用されている、政党単位の名簿に対して投票を行う選挙制度である。より詳しく見ると、投票方式が候補者式か政党式か、そして中間形態かによって4つに分類される¹⁰。1つ目は厳正拘束名簿式（Closed List：CL）と呼ばれる方法で、有権者は名簿にのみ投票可能で候補者個人への投票はできない。厳正拘束式では、政党が定めた名簿内の順位に従って上位の候補者から当選していく。これに対して単純拘束名簿式（Flexible List：FL）では有権者は政党だけでなく候補者個人に投票することも可能である。政党側で名簿内の順位は決められているものの、個人票を多く得た候補者の名簿内順位が上がっていく仕組みになっている。非拘束名簿式（Open List：OL）も、政党だけでなく候補者個人への投票が可能である。単純拘束名簿式とは異なり、非拘束名簿式では政党側で名簿内の順位が定められていないので、個人票をより多く集めた順に名簿内の順位が決まっていく。したがって、有権者は名簿内の順位の設定に関して大きな影響力を持つことになる。最後に、採用例は少ないが、自由名簿式（Free List）と呼ばれる方式もある。この方式では、有権者は定数分だけ候補者を選択することが可能で、名簿にない候補者の追加も可能である。自由名簿式は、名簿に全く拘束されない極めて選択の幅が広い制度である¹¹。

第3の代表制の類型である混合型は、多数代表制と比例代表制の組み合わせ方により並立制、併用制、連用制の3つに分類できる。並立制（Parallel System：PS¹²）は日本の衆院選でも採られている方法で、総議員のうち一部は多数代表制で、一部は比例代表制で選出する。実質的には2つの選挙を別々に行っているような制度であり、各選出方法同士の直接的な関係性はない。並立制は、日本以外では韓国（2016年時点）、リトアニア（2016年時点）など21ヶ国で採用されている。併用制（Mixed Member Proportional：MMP¹³）は多数代表制と比例代表制の2つを組み合わせる制度で、並立制とは異なり両制度の間に密接

な関係がある。例えばドイツの小選挙区比例代表併用制では、比例代表制によって各党の獲得議席を決定し、定数の半分に対して行われる小選挙区制でどの候補者が当選するかを決定する。比例区で決まった政党の獲得議席の枠の数だけ、小選挙区制で相対多数を獲得した候補者が当選する。残りの枠には名簿から上位の候補者が当てられるが、時には比例区で得た枠以上に小選挙区制で当選する候補者が出ることもある。ドイツの場合、その分は超過議席として、枠を超えた議席獲得が認められる。併用制はドイツ以外では、メキシコ（2015年時点）、ニュージーランド（2014年時点）など8ヶ国で用いられている。連用制（Additional Member System：AMS¹⁴）は、比例代表制部分での議席配分において多数代表制部分で獲得した議席を差し引く方法である¹⁵。一例として、比例区での配分はドント式の方法で行うが、その際最初の除数を1でなく各党の小選挙区の獲得議席+1とする制度がある。AMSはウェールズ議会やスコットランド議会で用いられているが、採用例は少ない。

第3節 選挙制度不均一の定義

第2節での選挙制度の分類を基に、本節では選挙制度不均一を定義する。最も簡潔に言えば、選挙制度不均一とは、複数の異なる選挙制度が一国内に併存している状態を指す。定義をより明確にするためには、「異なる選挙制度」と「併存」という語句に説明を与える必要がある。

まず、何をもち「異なる選挙制度」とみなすかは、第2節で示した選挙制度の分類と選挙区定数に従う。表1では、第2節での分類に従った選挙制度の類型が示されている。表1では16の類型が示されており、この類型が異なれば「異なる選挙制度」と判断する。この類型が異なる場合の不均一を、本研究では「類型不均一」と呼ぶ¹⁶。

ただし、同じ類型内においても、選挙区定数の違いが大きな差を生むことがある。特に死票の存在が自明である多数代表制では、何人が当選するかを示す選挙区定数は決定的な役割を果たす。比較的小さな選挙区定数が与えられる大選挙区での多数代表制では、何人まで当選するか（選挙区定数）が小政党の命運を分け、政党や候補者、有権者の戦略的行動を大きく左右すると考えられるか

表1 本研究における選挙制度の種類

代表制	選挙制度名	英語略称	
多数代表制 相対多数制	小選挙区相対多数制	SMDP	
	単記非移譲式	SNTV	
	ボルダ=カウント	BC	
	制限投票制	LV	
	政党ブロック=ヴォート	PBV	
	ブロック=ヴォート	BV	
	絶対多数制	二回投票制	TRS
		優先順位付投票制	AV

		移譲式	STV
比例代表制 移譲式 名簿式	厳正拘束名簿式	CL	
	単純拘束名簿式	FL	
	非拘束名簿式	OL	
	自由名簿式	Free List	

混合制	並立制	PS	
	併用制	MMP	
	連用制	AMS	

らである。そこで本研究では、同じ多数代表制¹⁷であっても選挙区定数に違いがあれば、「選挙制度が異なる」と判断する。この場合の不均一を、本研究では「定数不均一」と呼ぶ。例えば同じ非移譲式(SNTV)であっても、選挙区定数が異なれば選挙制度が異なることとみなすということである。次に、選挙制度不均一における異なる制度の「併存」のパターンについて検討する。選挙制度不均一には、制度内不均一と制度間不均一の二類型が存在する。制度内不均一とは、1つの選挙制度として扱われる制度枠組みの中に複数の選挙制度を内包している状態である。制度内不均一の第1のパターンは、混合型選挙制度による不均一である。この制度では、多数代表制と比例代表制という二種類の選挙制度が、混合型という1つの制度枠組みのもとで併用されている。したがって、混合型選挙制度では1つの制度内に二種類の選挙制度が内包されており、選挙制度不均一が生じていることになる。

制度内不均一の第2のパターンは、同じ選挙であるにも関わらず選挙区ごとに制度に差異がある選挙区間の不均一である。具体的には、選挙区によって採用されている制度類型が異なっているか、多数代表制の下で定数が選挙区ごとに異なっている状態がこのパターンに該当する。例えば、ある国の下院選において、ある選挙区ではSMDP、別の選挙区では単記移譲式投票制(STV)が採用されていれば、制度内での類型不均一である。

一方、制度間不均一とは選挙ごとに選挙制度が

異なっている状態である。制度間不均一で注目する選挙の組み合わせには執政府の選挙を含めることも可能であるが、本研究では議会選挙同士に着目した選挙制度不均一を扱う。議会選挙の組み合わせには、同一レベル内での不均一と異なるレベル間での不均一の2つの可能性が考えられる。同一レベルでの不均一は、第一院と第二院の選挙制度が異なっているときに発生する。一方、異なるレベル間での不均一は、国政の議会選挙と地方の議会選挙の制度が異なっている場合に発生する。

以上をまとめると、選挙制度不均一は、制度内不均一と制度間不均一に分かれる。制度内不均一は、混合型による不均一、選挙区間の不均一の2つのタイプへと分類される。制度間不均一は、注目する議会選挙レベルに応じて、同一レベルの不均一と異なるレベル間での不均一に分かれる。

第2章 世界における選挙制度不均一

本章では、第1章で行った選挙制度の分類と選挙制度不均一の定義を基にして、世界における選挙制度不均一の諸相を示す。第1節では、制度内不均一の事例を紹介する。はじめに混合型選挙制度の採用例を紹介した後に、選挙区間の不均一の典型例として、全タイプの制度内不均一が生じているヨルダン下院選を取り上げる。第2節では、制度間不均一の事例を紹介する。まず、二院制国

家における同一レベル間の不均一事例を概観した後、国政と地方との異なるレベル間の不均一事例を概観する。

第1節 制度内不均一の諸相

制度内不均一とは、1つの選挙制度として扱われる制度枠組みの中に複数の選挙制度を内包している状態である。制度内不均一には、混合型選挙制度による不均一と、選挙区間の不均一の2つのタイプが存在する。前者の混合型選挙制度は、名前の通り2つの選挙制度の要素が混合されている制度なので、自ずと異なる制度の要素が共存している状態となる。混合型の一類型である並立制(PS)の場合、比例代表制と小選挙区制(SMDP)の組み合わせが多い。この組み合わせは、アルメニア、日本、韓国、パキスタン、フィリピン、台湾、ウクライナなどでみられる。SMDP以外の多数代表制を用いている例としては、モナコでブロック＝ヴォート(BV)、アンドラとセネガルで政党ブロック＝ヴォート(PBV)、リトアニアとタジキスタンで2回投票制(TRS)が比例代表制と並立させられている。一方で併用制は、SMDPとの組み合わせが主流である¹⁸。また、混合型による不均一には、多数代表制同士の組み合わせも存在する。詳細は割愛するが、2015年のエジプト下院選では、TRS¹⁹とPBVが並立させられている。

後者の選挙区間の不均一に関しては、類型不均一の視点から見ると多数代表制を採用する国家においてSMDPとその他の類型間で不均一が生じる事例が多い。Election Guideによると、サモアの2016年下院選では、1人区が35選挙区、2人区が12選挙区設けられている²⁰。サモアでは、選挙区ごとにSMDPとBVという異なる選挙制度が採

用されているのである。

他方、多数代表制における定数不均一は、単記非移譲式(SNTV)下で観察されることが多い。例えばSNTVで行われたアフガニスタンの2010年下院選には34の大選挙区が存在し、選挙区定数は最小2、最大33の範囲でばらついている²¹。また、同様にSNTVを用いるバヌアツの2016年下院選では、8つの小選挙区が存在する傍ら10の大選挙区が存在しており、選挙区定数は2から7の範囲でばらついている²²。

時には、こうした選挙区間の不均一に加えて、冒頭に紹介した混合型による不均一も併発しているケースもある。そこで制度内不均一の議論の結びとして、混合型による不均一と選挙区間の不均一が同時に生じている例として2013年のヨルダン下院選を紹介する。このヨルダン下院選の例を見ることで、制度内不均一の諸相がよく見えてくる。ヨルダンの選挙制度の概要をまとめたものが、表2である²³。

ヨルダンは一院制の国家であり、下院議員の任期は4年である。選挙制度は1993年選挙でBVからSNTVへと変更され、2013年選挙では新たに並立制が用いられた。並立制の下では、下院の総議席150のうち108名が多数代表制で、27名が全国1区の厳正拘束式比例代表制で選出される。残りの15議席は女性議席として取り置かれている。並立制という混合型選挙制度の採用により、ヨルダンでは1つの選挙で異なる制度の要素が共存していることになる。それゆえ、ヨルダンでは混合型による不均一が生じていることになる。

しかし、ヨルダンで発生している制度内不均一はそれだけではない。108ある多数代表制選挙区には、18のSMDP選挙区と27のSNTV選挙区が

表2 ヨルダン下院選の選挙制度

代表制	議席数	類型	選挙区定数	選挙区数	
女性議席	15	—	—	—	
比例代表制	27	CL	27	1	
多数代表制	108	SNTV	SMDP	1	18
			2	7	
			3	12	
			4	2	
			5	5	
			7	1	

※ OPEMAM<<http://www.opemam.org/node/618?language=en>> (最終閲覧日：2016年9月13日)の情報を基に筆者作成

併存している。つまり、選挙区間での類型不均一が生じているのである。さらに、27のSNTV選挙区には様々な数の選挙区定数が設定されている。具体的には、2人区が7選挙区、3人区が12選挙区、4人区が2選挙区、5人区が5選挙区、7人区が1選挙区存在している²⁴。すなわち、ヨルダンでは選挙区間の定数不均一も発生していることになるヨルダン下院選では、混合型による不均一、類型不均一、定数不均一の3つの制度内不均一が発生しているのである。

以上のように、制度内不均一は様々な国で、様々な形で生じている。不均一のタイプは混合型による不均一、選挙区間の類型不均一および定数不均一など多様であるが、これらが同時に発生することもある。特にヨルダン下院選では不均一、類型不均一、定数不均一の3つが同時発生していた。制度内不均一は日本に特徴的な現象として扱われることもあるが、他国の状況も観察すると、世界的にはさほど珍しい現象ではないことが分かる。

第2節 制度間不均一の諸相

制度間不均一とは選挙ごとに選挙制度が異なっている状態である。本研究で扱うのは議会選挙同士に着目した制度間不均一である。議会選挙同士での選挙制度不均一には、第一院と第二院間のように同一レベルで生じるパターンと、国政選挙と地方選挙間のように異なるレベルで生じるパターンの2つがある。

第1のパターンである、第一院と第二院間で生じる同一レベルの制度間不均一の例は、表3に記されている。表3では、IDEAのデータにおいて二院制とされている国家のうち、両院の選挙制度が明確に分類できる情報がある30ヶ国について制度間の類型不均一の諸相がまとめられている²⁵。表3では各国の下院選及び上院選の選挙制度²⁶と選挙年がそれぞれ示されており、国名の右隣にある「不均一」の列には類型不均一の視点から制度間不均一が生じている場合に丸印が付けられている。

この表において、制度間の類型間不均一が生じている国は15ヶ国であり、様々な地域の国家が含まれている。また、不均一の組み合わせには極めて多様なパターンがある一方、均一の場合はSMDP

かClosed Listで両院の選挙制度が揃えられていることが多い。これ以外の類型で均一になっているケースはベルギー、ハイチなどごく少数である。ただし、ハイチでは定数不均一が生じている。

第2のパターンである、異なるレベル間で生じる制度間の類型不均一の例は、表4に記されている。この種の不均一は、国政選挙と地方選挙の間で生じる。地方選挙の詳細な選挙制度データを、全ての国について獲得することは困難なので、表4では自治体国際化協会（CLAIR：クレア）刊行物『各国の地方自治』シリーズの記述から地方制度と地方選挙制度が明確に分類できる14ヶ国についての情報を掲載している。ここでは制度の比較を容易にするため、上院選の情報は省き、下院選と地方選挙の間での不均一の有無を検討している。下院選の制度は、参考文献の年度当時の類型を掲載している。また、地方選挙には様々な地方自治体の選挙が考えられるが、表4では地方第1層の議会選挙の選挙制度を示している。地方第1層とは、その国の地方制度における最大規模の地方公共団体のことである。地方第1層の各国における呼称は「自治体名」欄に記されている²⁷。

地方議会の選挙制度は、ドイツのように自治体に選択権があることも多く、自治体により選挙制度が異なることも多い。その場合は地方レベルで制度内不均一が生じるため、下院選で完全に同型の制度内不均一が生じていない限り、制度間不均一が生じる。実際には制度内不均一の様相が下院選と地方選で全く同じというケースはないので、自治体ごとに地方選挙制度にばらつきがある場合には、制度間不均一も生じていることになる。例えば表4にある国の中では、イギリス、ドイツ、オーストラリアなどがこのパターンに該当する。一方、州ごとに類型差が無くても、下院選と地方選の制度が異なる国も存在する。例えば、フランスやイタリアは地方選挙で名簿式比例代表制を採用しており、下院選のTRS（フランス）やMMP（イタリア）との不均一が見られる。

第2層以降の地方議会選にも着目すると、制度間均一な国はかなり少なくなる。特にヨーロッパにおいては基礎自治体のレベルで人口により選挙制度が異なる国が多く、基礎自治体の議会選挙レベルで下院選と異なる選挙制度が採用される可能性が高まる。例えばフランスのコミュン議会議

表3 二院制30ヶ国における制度間不均一（アルファベット順）

国名	不均一	下院選	上院選
アルゼンチン		Closed List 2015	Closed List 2015
オーストラリア	○	AV 2016	STV 2016
ベルギー		Flexible List 2014	Flexible List 2010
ブータン	○	TRS 2013	SMDP 2013
ボリビア	○	MMP 2014	Closed List 2014
ブラジル	○	Open List 2014	BV 2014
チリ		Closed List 2013	Closed List 2013
コロンビア		List PR* 2014	List PR* 2014
チェコ	○	Flexible List 2013	TRS 2012
ドミニカ共和国	○	Open List 2016	SMDP 2016
赤道ギニア		Closed List 2013	Closed List** 2013
ハイチ		TRS(SMD) 2015	TRS(MMD) 2015
イタリア		Closed List 2013	Closed List 2013
日本	○	SMDP+Closed List 2014	SMDP/SNTV+Open List 2016
ケニア		SMDP 2013	SMDP 2013
リベリア	○	SMDP 2011	BV 2014
メキシコ	○	MMP 2015	PS*** 2012
ミャンマー		SMDP* 2015	SMDP** 2015
ナイジェリア	○	SMDP 2015	Plurality(MMD)**** 2015
パラオ		SMDP 2016	SMDP 2016
パラグアイ		Closed List 2013	Closed List 2013
フィリピン	○	SMDP+Closed List 2016	BV 2016
ポーランド	○	Open List 2015	SMDP 2015
ルーマニア		MMP 2012	MMP 2012
スペイン	○	Closed List 2016	SMDP/LV/BV 2016
スイス	○	Free List/SMDP 2015	TRS/BV/Free List 2015
タイ	○	SMDP+Closed List 2011	SNTV** 2011
アメリカ		SMDP 2016	SMDP 2016
ウルグアイ		Closed List 2014	Closed List 2014
ジンバブエ	○	SMDP 2013	List PR**** 2013

* 政党がopen list と closed list を選択可 (<http://www.electionguide.org/elections/id/462/>)

** 一部議席は任命式

*** PR と名簿投票式のMMDの並立制。詳細は佐藤（2011）参照。

**** 投票方式に関する詳細は不明。

※ IDEA<<http://www.idea.int/db/fieldview.cfm?field=156>>

Election Guide <www.electionguide.org/elections/id/478/>

PARLINE database PARLINE database on national parliaments<<http://www.ipu.org/parline/search.asp>>

のデータを基に筆者作成。いずれも最終閲覧日は2016年7月19日。

員は、3500人を閾値として選挙制度が分かれる。人口3500人未満ではOpen Listをベースとした変則の2回投票制だが、人口3500人以上ではClosed Listをベースとしたプレミア付きの2回投票制である。さらに、当選者の決定方法も人口3500人未満では相対多数に基づき、人口3500人以上では絶対多数に基づくという違いもある²⁸。フランスとは対照的に、選挙制度が下院選から基礎自治体の議会選挙まで貫徹している例としては国会議員、ランスタング議会議員、コミューン議会議員選挙の全てが同類型で行われるスウェーデンが挙げられる。

ここまでは国政選挙とレベルが異なる選挙として地方選挙を重点的に見てきたが、ヨーロッパにおいては欧州議会議員選挙も国政選挙とレベルが異なる選挙であると考えられる。欧州議会議員選挙は、ヨーロッパ連合（EU）議会の選挙であり、国政とはまた異なるレベルの選挙である。欧州議会議員選挙の制度選択は、加盟国に委ねられているものの、比例代表の原則を崩さないList PRかSTVの採用が要請されている。したがって、国政レベルで多数代表制あるいは混合型の選挙制度を採用している国では、国政選挙と欧州議会議員選挙の間に不均一が生じることになる。例えば

表4 下院選と地方議会議選の制度間不均一（アルファベット順）

国名	下院	地方	第1層の名称	不均一
オーストラリア	AV	AV/STV	州	○
オーストリア	Open List	Open List	州	
フランス	TRS	Closed List*	州	○
ドイツ	MMP	MMP**/Closed List	州	○
インドネシア	Open List	Open List	州	
アイルランド	STV	STV	カウンティ（カウンティ＝バラ）	
イタリア	MMP	Open List***	州	○
日本	Pararell	SMDP/SNTV	都道府県	○
韓国	Pararell	Pararell	広域自治団体	
オランダ	Flexible List	Open List	州	○
ニュージーランド	MMP	SMDP/STV****	広域自治体	○
スペイン	Closed List	Closed List	自治州	
スウェーデン	Open List	Open List	ランズティング	
イギリス	SMDP	SMDP/STV	カウンティ（県）*****	○

* プレミア付かつ、過半数獲得名簿がない場合は2回目の投票を行う変則型。

** MMP採用州の中でも、Closed ListとOpen Listに分かれる。

*** プレミア付

**** 各自治体が選挙の2年前までに選挙制度を決める（自治体国際化協会 2015：94）。

***** イギリスの地方制度では、地域により層の設定や各層の呼称が異なる。ここではイングランドで最も多いカウンティを挙げている。

※自治体国際化協会（CLAIR：クレア）刊行物『各国の地方自治』シリーズ <<http://www.clair.or.jp/j/forum/pub/>>（最終閲覧日：2016年9月13日）を参考に筆者作成

イギリスは下院選ではSMDPを採用しているものの、欧州議会議員選挙ではClosed List²⁹を採用しており、制度間不均一が生じている。

このように、制度間不均一も制度内不均一と同様に様々な国で、様々な形で発生している。日本の制度間不均一は、それ自体が特殊な現象ではないことは、表3や表4からも明らかである。制度間不均一発生の際は二院制国家における国政選挙同士の不均一、国政選挙と地方選挙の間の不均一が多く、国共通のパターンとして確認できる。ヨーロッパでは、それらに加えて国政選挙と欧州議会議員選挙の間の不均一というパターンもありうる。これまで挙げてきた事例からも明らかなように、制度間均一な国も少なくはないが、制度間不均一が生じている国も相当数存在している。

第3章 日本における選挙制度不均一

本章では、本研究の分析対象である日本の選挙制度不均一について概観する。第1節では、制度内不均一、制度間不均一のそれぞれについて具体

的な事例を挙げながら、現在の日本における選挙制度不均一の諸相を概観する。第2節では、日本の選挙制度不均一の特徴を考察する。

第1節 日本における選挙制度不均一の実態

日本における選挙制度不均一の現状を捉える前段階として、日本の現行選挙制度について簡単な制度情報をまとめる。2016年現在、衆院選では小選挙区比例代表並立制が採用されている。総定数は475で任期は4年となっているが、解散総選挙の可能性があるため4年よりも短いスパンで選挙が行われることが多い。並立制の下で有権者は2票を持ち、小選挙区（SMDP）と比例区（Closed List）のそれぞれに投票する。各部分の内訳は、SMDP部分が295議席、CL部分が180議席である。比例区は全国を11のブロックに分けて行われる。立候補者は小選挙区と比例区の両部分に重複して立候補することが可能である。

参院選でも同様に並立制が採用されており、総定数は242で任期は6年である。衆院と異なり解散はないために選挙スパンは固定されている。3年に1回、総定数の半数である141名を改選することになっている。選挙制度の構成としては、

表5 参院選における選挙制度不均一

選挙制度	選挙区定数	都道府県数	都道府県名
SMDP	1	32	(多数のため、省略)
	2	4	茨城、静岡、京都、広島
SNTV	3	5	北海道、埼玉、千葉、兵庫、福岡
	4	3	神奈川、大阪、愛知
	6	1	東京

表6 東京都議会議員選挙における選挙制度不均一

選挙制度	選挙区定数	選挙区数	選挙区名
SMDP	1	7	千代田区、中央区、武蔵野市、青梅市、昭島市、小金井市、島部選挙区
SNTV	2	16	港区、文京区、台東区、渋谷区、荒川区、立川市、三鷹市、府中市、小平市、日野市、西東京市、西多摩、南多摩、北多摩第二、北多摩第三、北多摩第四
	3	5	墨田区、目黒区、豊島区、町田市、北多摩第一
	4	6	新宿区、江東区、品川区、中野区、北区、葛飾区
	5	3	板橋区、江戸川区、八王子市
	6	3	杉並区、練馬区、足立区
	8	2	大田区、世田谷区

※参考：東京都選挙管理委員会 HP <<http://www.senkyo.metro.tokyo.jp/>> (最終閲覧日：2016年9月13日)

SMDP と SNTV が混在する都道府県単位の選挙区部分と、Open List による比例代表部分の並立となっている。比例区は全国区式であり、ブロック式の衆院選とは異なっている。したがって、衆院選とは並立されている制度の内訳が異なっている。

地方議会選挙、表4における地方第一層にあたる都道府県議会議員選挙では、SMDP と SNTV が混在して用いられている。首長、地方議員ともに任期は4年であるため、統一地方選挙として各自自治体の地方選挙の多くが同時に行われる。もちろん、統一地方選の時期とずれて選挙を行う自治体も少なくなく、都道府県議会議員選挙に限ると、東京都、茨城県、沖縄県が直近2015年の統一地方選挙から外れている。

以上の選挙制度の概略を踏まえて、まずは日本における制度内不均一の現状について概観する。日本では、衆院選においても参院選においても並立制が用いられているため、混合型による不均一が生じている。衆院選では SMDP と Closed List、参院選では SMDP および SNTV と Open List が混在しており、同じ選挙制度内にそれぞれ複数の選挙制度類型を有している。この不均一の形は、第2節でも紹介したアルメニアや韓国といった並立制の事例と同じである。

一方、参院選の選挙区部分には SMDP と SNTV が混在しており、制度内での類型不均一が発生し

ている。さらに参院選の選挙区部分では、SNTV 部分に関して2016年選挙では2～6の選挙区定数³⁰が割り当てられており、制度内での定数不均一が生じている。混合型による不均一と、選挙区間の不均一が同時に発生しているという点で、参院選の選挙制度は表2で示したヨルダンの選挙制度と同様の不均一を生じさせている。また、地方議会選でも、参院選の選挙区部分と同じく SMDP と選挙区定数がばらつく SNTV が混在しており、参院選同様の制度内不均一が観察できる。

以下では、より詳細に日本における制度内不均一の諸相を確認する。まず、直近の選挙が行われた2016年参院選における選挙区部分の定数不均一の詳細を示したのが表5である。類型不均一の視点からすると、表5からは参院選には SMDP と SNTV が混在していることが読み取れる。SMDP の選挙区は32あり、SNTV の選挙区は13存在する³¹。また、SNTV 内では定数不均一が生じており、その内訳は2人区が4、3人区が5、4人区が3、6人区が1となっている。また、表5をよく見ると、表2のヨルダンの多数代表制部分と同じ構造をしていることが分かる。

次に、地方議会選挙における類型不均一と定数不均一の詳細を示したのが表6である。日本における地方議会選挙としては、地方第1層の都道府県における議会選挙を考える。表6では、東京都議会議員選挙を例にとり、直近の2013年選挙にお

表7 東京都と奈良県における選挙制度不均一

都道府県名	衆院選	参院選	地方（都道府県）議会選					選挙制度不均一		
	類型	類型	定数	類型	定数	選挙区数	該当例	衆一参	衆一地	参一地
東京都	SMDP	SNTV	6	SMDP	1	7	中央区	不均一	不均一	不均一
				SNTV	2	16	渋谷区			
					3	5	豊島区			
					4	6	新宿区			
					5	3	板橋区			
					6	3	杉並区			
8	2	大田区								
奈良県	SMDP	SMDP	1	SMDP	1	4	葛城市	均一	不均一	不均一
				SNTV	2	6	天理市			
					3	3	生駒郡			
					4	2	生駒市			
					11	1	奈良市			

※参考：奈良県選挙管理委員会HP <<http://www.pref.nara.jp/1701.htm>>（最終閲覧日：2016年9月13日）
東京都選挙管理委員会HP <<http://www.senkyo.metro.tokyo.jp/>>（最終閲覧日：2016年9月13日）

ける定数不均一の詳細が示されている。参院選同様、東京都議会議員選挙にはSMDPの選挙区とSNTVの選挙区が混在しており、制度内での類型不均一が見られる。SNTV内の定数不均一に目を移すと、参院選よりも広範囲の選挙区定数による不均一が確認できる。東京都議会議員選挙の場合、参院選には存在しなかった5人区³²と8人区が存在する。東京都の場合、最大定数は8であるが、定数が10を超えるような選挙区を有する都道府県も存在する。例えば2015年の統一地方選挙では、奈良県奈良市・山辺郡選挙区で定数11、石川県金沢市選挙区で定数16となっている。他の都道府県も参院選よりも大きい最大定数を有しているケースが散見され、SNTV選挙区の比率が参院選よりも多いために選挙区定数のヴァリエーションは豊富である。都道府県議会選挙では参院選同様の類型不均一と、参院選よりも広い範囲での定数不均一が起きていると言えるであろう。

次に、日本における制度間不均一の諸相を概観する。ここでは議会選挙に焦点を絞り、衆院選、参院選、都道府県議会議員選挙の3つに焦点を当てて検討する。第1に、同一レベルの制度間不均一として、衆院選と参院選の間の不均一を考察することができる。両者の間では、選挙区におけるSMDPとSNTV、比例区におけるClosed ListとOpen Listといった類型間不均一がまず確認できる。このうち特に注目すべきは、選挙区部分における選挙制度の違いである。衆院選は全選挙区がSMDPで行われるが、参院選ではSMDPとSNTVの選挙区が混在している。選挙制度が均一

になっている選挙区と不均一な選挙区が同時に存在しているということである。すなわち、表5におけるSMDPの32選挙区は均一選挙区であり、SNTVの13選挙区は不均一選挙区ということになる。

この点は、第2の国政選挙と地方選挙という異なるレベルの制度間不均一に着目した時にも重要である。議論の簡便化のために、衆院選と都道府県議会選挙のペアで考える。この場合、並立制である衆院選とSMDPとSNTVが混在する都道府県議会選挙の間に類型不均一が生じている。やはり衆院選では全選挙区でSMDPが採用されているが、参院選同様、都道府県議会選ではSMDPとSNTVの選挙区が混在している。つまり、衆院選と都道府県議会選挙のペアにおいても、選挙制度が均一になっている選挙区と不均一な選挙区が同時に確認できるということである。

以上2つの制度間不均一を具体的な事例を用いて示したのが、表7である。国政選挙での同一レベルの不均一があるケースとして東京都を、均一なケースとして奈良県を取り上げた。両者とも、国政選挙と地方選挙の異なるレベル間では、不均一な選挙区と均一な選挙区を含んでいる。参院選の定数は両者ともに2016年選挙の数値を利用しており、地方議会選挙の定数は各選挙管理委員会のデータを元に、東京都が2013年の東京都議会議員選挙、奈良県が2015年の奈良県議会議員選挙の数値を表記している。

まず、同じ国政選挙である衆院選と参院選のペアに着目すると、東京都では衆院選でSMDP、

表8 日本における選挙制度不均一の諸相

不均一の種類	選挙の種類	詳細	全国一律
制度内不均一	衆院選	混合型による類型不均一 (SMDPと Closed List)	
	参院選	混合型による類型不均一 (SMDP/SNTVと Open List) 選挙区部分での選挙区間の類型不均一 (SMDPと SNTV) 選挙区部分SNTV 選挙区での選挙区間の定数不均一	
	地方議会選	選挙区間の類型不均一 (SMDPと SNTV) SNTV 選挙区での定数不均一	
制度間不均一	衆一参	比例区同士での類型不均一 (Closedと Open List) 選挙区部分での類型不均一 (SMDPと SNTV)	○ ×
	衆一地	類型不均一 (並立制と SMDP/SNTV) 類型不均一 (選挙区SMDPと SNTV)	○ ×
	参一地	類型不均一 (並立制と SMDP/SNTV) 類型不均一 (選挙区SMDPと SNTV) SNTV 選挙区同士での定数不均一	○ × ×

参院選でSNTVが採られており、類型不均一が生じている。奈良県は衆院選、参院選ともにSMDPであり、選挙制度は均一になっている。2016年参院選では、東京都のように衆参の不均一が生じている選挙区が13、奈良県のように衆参で選挙制度が均一になっている選挙区が32存在している（表5参照）。衆参のペアで見た場合は、日本には不均一な選挙区と均一な選挙区が併存していることになる。

次に、異なるレベルの間の不均一の視点から、まずは衆院選と地方議会選に着目する。前述の通り、東京都、奈良県ともに地方議会選ではSMDPとSNTVの選挙区が併存している。したがって、SMDP選挙区では衆院選と選挙制度の類型が同じになるため均一選挙区となるが、SNTV選挙区は不均一選挙区となる。東京都議会選では42選挙区が設けられているが、衆院選との均一選挙区は中央区をはじめ7選挙区であり、不均一選挙区は渋谷区や豊島区など35選挙区が該当する。奈良県議会選の場合は、全16選挙区のうち均一選挙区が葛城市をはじめ4選挙区、不均一選挙区が天理市や奈良市など12選挙区存在している。

続いて参院選と地方議会選に着目した場合、類型不均一に加えて定数不均一の視点も重要となる。東京都は参院選ではSNTV選挙区であり、定数は6である。したがって、中央区など都議会選でSMDP選挙区に該当する選挙区では、参院選との類型不均一が生じる。また、都議会選でSNTV選挙区であっても、定数が参院選と同じ6でない選挙区では定数不均一が生じる。一方、奈良県の例は参院選がSMDP選挙区であるため、

東京都とは逆に県議会選でのSNTV選挙区で類型不均一が生じる。参院選と都議会選で定数が一致するSNTV選挙区が存在した東京都とは異なり、県議会選のSNTV選挙区は定数如何に関わらず全て不均一選挙区となる。これらの異なるレベル間での不均一においても、衆参の同一レベルのペアで見た場合と同様、不均一な選挙区と均一な選挙区が併存していることになる。

第2節 日本における選挙制度不均一の特徴

以上概観してきた日本における選挙制度不均一をまとめたものが表8である。まず、制度内不均一として、衆院選と参院選で混合型による類型不均一が生じている。また、参院選と地方議会選ではSMDP選挙区とSNTV選挙区が併存しているため、選挙区間の類型不均一が生じる。さらに参院選と地方議会選のSNTV選挙区では選挙区間の定数不均一も生じている。日本では多くの制度内不均一が生じているように見えるが、制度内不均一の各要素はそれほど珍しい現象ではない。混合型による不均一も、選挙区間の不均一も第2章で見たように数多くの事例が存在している。

次に、制度間不均一としては、衆院選と参院選の間で比例区、選挙区各部分同士で類型不均一が生じている。また、国政選挙と地方議会選挙の間には類型不均一が生じている。選挙区部分に着目すると、衆院選のSMDPと参院選および地方議会選のSNTV選挙区の間で類型不均一が生じている。同時に、参院選と地方議会選のペアでは、衆院選と地方議会選における2つの不均一に加えて、SNTV選挙区同士での定数不均一が生じている。

こうした制度間不均一も、第2章で確認したように日本以外の国でも多くの事例が存在する。ただし、日本の制度間不均一は選挙区によって均一選挙区と不均一選挙区が存在している、という点が特徴的である。つまり、全国一律で発生している制度間不均一と、選挙区によっては生じていない制度間不均一が存在するのである。表8では、この点が「全国一律」の欄に示されている。○印が付いている不均一は全国一律で生じており、×印が付いている不均一は均一選挙区と不均一選挙区に分かれるタイプの不均一である。

制度間不均一の視点から均一選挙区と不均一選挙区の双方が同時に生じるためには、制度間不均一が生じている選挙の組み合わせの少なくとも1つで選挙区間の制度内不均一が生じている必要がある。さらに、制度内不均一になっている選挙区のうち、いずれかの選挙区の実選挙制度が別の選挙の制度と一致している必要がある。この条件を満たすような国は世界でもそう多くない。制度内不均一や制度間不均一が片方であれ両方であれ生じている国は少なくないが、先の条件を満たすような選挙制度不均一が生じている国は稀少である。

それでは、均一選挙区と不均一選挙区の双方を伴う制度間不均一があるという特徴は、どのような含意をもたらすのであろうか。第1に、規範的な文脈から言えば、有権者が均一選挙区と不均一選挙区という全く異なる制度環境の下で投票を行うことが、平等の観点から見て妥当かどうかという疑問を生じさせる。

第2に、選挙制度不均一の実証研究にとって重要な点として、選挙制度不均一の影響を一国内の詳細なデータを基に分析することが可能になるということである。選挙制度不均一の影響を分析するためには、均一状態と不均一状態を比較する必要がある。しかし、特に制度間不均一の場合には、多くの場合は均一国と不均一国の比較にならざるを得ない。同一国内で均一選挙区と不均一選挙区の比較が可能なケースはほぼ存在しないからである。国家同士の比較では、不均一の組み合わせも多様であり、国家により政治制度など多くの文脈が異なるために詳細な不均一の影響の検証は容易ではない。それに対して、一国内で均一選挙区と不均一選挙区を比較できるのであれば、制度間不均一の影響を分析しやすくなる。

おわりに

本研究の第1の目的は、選挙制度不均一の定義を明確にし、その実態を明らかにすることであった。第1章では、16の選挙制度類型を示し、選挙制度の類型もしくは多数代表制内で選挙区定数が異なる場合に、選挙制度不均一とみなすという定義を行った。前者を類型不均一、後者を定数不均一と定義し、不均一のパターンとして制度内不均一と制度間不均一の2つを示した。制度内不均一は、混合型による不均一と選挙区間の不均一に分かれる。制度間不均一は、着目する議会選挙の選挙レベルによって、同一レベルでの不均一と異なるレベル間での不均一の2つのタイプが存在する。以上の定義を踏まえて、第2章では具体的な事例を用いながら世界における制度内不均一、制度間不均一の実態を明らかにした。

本研究の第2の目的は、日本の選挙制度不均一の全体像と特徴を明らかにすることであった。第2章でも明らかにされたように、日本の選挙制度不均一で見られる個々の現象自体は、諸外国の選挙制度不均一と比較して珍しいものではない。第3章で明らかにしたように、日本の選挙制度不均一の特徴は、一国内で制度間均一選挙区と不均一選挙区が存在することである。この特徴は、規範的な問題提起に繋がると共に、制度間不均一の効果を分析するにあたり大きな利点をもたらすと考えられる。

以上の議論を通して、本研究は非体系的であった選挙制度不均一概念を整理し、不明確であった国内外における実態を明らかにしてきた。本研究は、選挙制度不均一にどのような問題や分析の視点がありうるのかを捉える足掛かりとなるものである。したがって本研究は、選挙制度不均一研究を進める上での基礎固めを行ったと言えるであろう。

今後の課題は、こうした定義や実態の把握に基づき選挙制度不均一の実証研究を進めることである。第1章や第2章で見たように、選挙制度不均一には様々な形態を想定できる。それゆえ、選挙制度不均一と政党システムの関係には様々な視点

から分析を加えることができるであろう。もちろん、政党システムの議論から離れて、その他の従属変数を想定することも可能である。選挙制度不均一は、政党や政治家、有権者のインセンティブに影響を与えるため、デモクラシーの在り方にも大きな影響を与えうる。したがって、選挙制度不均一の影響を受ける対象も多岐にわたると考えられる。

また、第2章で示したように選挙制度不均一が様々な国家で生じているならば、不均一研究は比較政治制度研究として発展させることも可能である。さらに、第3章における議論が示したように、制度間均一選挙区と不均一選挙区の比較が可能な日本を分析することにも大きな意義があると考えられる。

このように、選挙制度不均一には未だ研究途上にある論点や分析の視座が数多く存在する。それらに基づく研究成果を体系的に位置づけ蓄積していくためには、明確な定義と実態の把握に基づき、問題の所在を明確にした上で研究を進めていく必要があるだろう。

[注]

- 1 選挙制度の分類は田中（2000）に従った。本研究に似た分類としては、加藤（2003）や建林・曾我・待鳥（2008）がある。
- 2 各選挙制度の英語表記は、基本的にBormann and Golder（2013）に従っている。
- 3 多数代表制の分類はBormann and Golder（2013）、比例代表制と混合制の分類は加藤（2003）の方法に主に依拠している。
- 4 First Past The Post (FPTP) とも呼ばれる。
- 5 採用国のデータはIDEA <<http://www.idea.int/db/fieldview.cfm?field=156>>（2016年7月17日アクセス）より、下院選に限定してカウントした。また、国名後の括弧内はアクセス時のIDEAデータにおける最新の選挙年を示している。
- 6 日本の下院選（衆院選）は、1994年まではSNTVであった。
- 7 選択投票制、選好投票制とも呼ばれる。
- 8 決選投票に進むための条件として、過半数とは別の得票基準を設定する方式もある。
- 9 閲覧時のIDEAのデータによれば、83ヶ国。
- 10 本研究では紹介しきれないが、名簿式では阻止条項と計算方法（最高平均法と最大剰余法）も重要な役割を果たす。阻止条項とは、政党が議席配分を受けるために必要な得票率のことである。ドント式などに代表される計算方法については西平（1981）を参照。
- 11 スイスでは同一候補者への累積投票も認められている。
- 12 MMM (Mixed Member Majoritarian) と呼ばれることも多い。
- 13 はじめの議席配分は比例代表制で行われる上、制度の特徴も比例代表制と似ているので併用制を比例代表制と分類することも多い。
- 14 AMSをMMPと同義とみなす、あるいはボリビア下院選のような超過議席を認めないMMPをAMSとする定義もある。確かに、多数代表制部分の配分を終えたところから通常のMMPの比例区配分を行う、と考えればMMPとAMSはかなり近い制度である。また、超過議席を生じさせないという機能面では、本研究で言うAMSとボリビア型のMMPは同じである。しかし、多数代表制部分での獲得議席を差し引いて重み付けするという意味では、AMSはMMPとは制度の論理が異なると思われるので独立した類型とした。
- 15 日本では1993年に民間政治臨調がこの連用制を提案した。
- 16 本研究では、代表制内での不均一か代表制を跨ぐ不均一かは区別していない。特にFLとOLの差をもって不均一とみなすことには議論の余地があるだろう。しかし、この点に関する実証分析の蓄積が十分でないため、今後の検討課題としたい。
- 17 混合型を構成する多数代表制部分も含む。
- 18 全て下院選で採用されている混合型に関しての情報である。混合型に関する情報は、ACE (Administration and Cost of Elections) Project <<http://aceproject.org/ace-en/topics/es/default>>によるデータのtable4およびtable5を参照した（2016年7月18日閲覧）。
- 19 エジプト下院選のTRSは、SMDとMMDが混在した完全連記制という変則型である。
- 20 <http://www.electionguide.org/elections/id/2702/>（2016年7月18日閲覧）
- 21 <http://www.electionguide.org/elections/id/478/>（2016年7月18日閲覧）
- 22 <http://www.electionguide.org/elections/id/2763/>（2016年7月18日閲覧）
- 23 以下、ヨルダンの選挙制度に関する具体的な説明はOPEMAM (Observatory of Politics and Elections in the Arab and Muslim World) <<http://www.opemam.org/node/618?language=en>>（2016年7月19日閲覧）を参照。
- 24 ヨルダンのSNTVを分析したButtorf（2015）によれば、SNTVを採用した1993年以降の選挙では最大で9人区が存在したようである。
- 25 インドネシアは両院の審議事項が明確に分割されているせいか、IDEAやIPUでは一院制とされている。Election Guideでは二院制となっており、2014年選挙時点ではSNTV（上院）とOpen List（下院）の制度間不均一が見られる。

- 26 並立制 (PR) については並立させられている選挙制度を「+」記号で示している。
- 27 呼称は『各国の地方自治』シリーズ各国版の表記に従った。
- 28 この制度はかなり複雑な仕組みになっているので、詳細は割愛する。詳しくは自治体国際化協会 (2009) p.69 を参照。
- 29 北アイルランドでは例外的にSTVが用いられている。したがって、イギリスの欧州議会選では制度内不均一も生じている。
- 30 ただし、5人区は存在しない。
- 31 両者の合計が総都道府県数の47にならないのは、2016年選挙から設置された2県で1選挙区を形成する合区の選挙区 (鳥取県と島根県、徳島県と高知県) を含むため。
- 32 ただし、参院選でも2007年から2013年までは東京都のみが5人区となっていた。

参考文献

(日本語文献)

- 加藤秀治郎. 2003. 『日本の選挙－何を変えれば政治が変わるのか』中央公論新社.
- 佐藤令. 2011. 「諸外国の選挙制度一類型・具体例・制度一覽一」『調査と情報』721, 1-14.
- 自治体国際化協会. 2002. 『スペインの地方自治』 <<http://www.clair.or.jp/j/forum/series/pdf/j07.pdf>> (最終閲覧日: 2016年9月13日)
- . 2003. 『アイルランド共和国の地方自治』 <<http://www.clair.or.jp/j/forum/series/pdf/j09.pdf>> (最終閲覧日: 2016年9月13日)
- . 2004. 『イタリアの地方自治』 <<http://www.clair.or.jp/j/forum/series/pdf/j14.pdf>> (最終閲覧日: 2016年9月13日)
- . 2004. 『スウェーデンの地方自治』 <<http://www.clair.or.jp/j/forum/series/pdf/j15.pdf>> (最終閲覧日: 2016年9月13日)
- . 2004. 『オーストリアの地方自治』 <<http://www.clair.or.jp/j/forum/series/pdf/j17.pdf>> (最終閲覧日: 2016年9月13日)
- . 2005. 『オランダの地方自治』 <<http://www.clair.or.jp/j/forum/series/pdf/j22.pdf>> (最終閲覧日: 2016年9月13日)
- . 2009. 『フランスの地方自治』 <<http://www.clair.or.jp/j/forum/series/pdf/j30.pdf>> (最終閲覧日: 2016年9月13日)

- . 2009. 『インドネシアの地方自治』 <<http://www.clair.or.jp/j/forum/series/pdf/j29.pdf>> (最終閲覧日: 2016年9月13日)
- . 2011. 『ドイツの地方自治 (概要版) - 2011年改訂版-』 <<http://www.clair.or.jp/j/forum/pub/series/pdf/j39.pdf>> (最終閲覧日: 2016年9月13日)
- . 2015. 『オーストラリアとニュージーランドの地方自治』 <<http://www.clair.or.jp/j/forum/pub/docs/j49.pdf>> (最終閲覧日: 2016年9月13日)
- . 2015. 『韓国の地方自治 - 2015年改訂版-』 <<http://www.clair.or.jp/j/forum/pub/docs/j52.pdf>> (最終閲覧日: 2016年9月13日)
- . 2015. 『英国の地方自治 (概要版) - 2015年改訂版-』 <<http://www.clair.or.jp/j/forum/pub/docs/j51.pdf>> (最終閲覧日: 2016年9月13日)
- 建林正彦・曾我謙悟・待鳥聡史. 2008. 『比較政治制度論』有斐閣
- 田中愛治. 2000. 「選挙制度と政治参加」伊藤光利・田中愛治・真淵勝『政治過程論』有斐閣, 138-164.
- 堤英敬・上神貴佳. 2007. 「2003年総選挙における候補者レベル公約と政党の利益集約機能」『社会科学研究』58巻5・6合併号, 33-48.
- 西川美砂. 2007. 「国際データによる選挙制度不均一仮説の検証」『社会科学研究』58巻5・6合併号, 85-105.
- 西平重喜. 1981. 『比例代表制』中央公論社
- 堀内勇作・名取良太. 2007. 「二大政党制の実現を阻害する地方レベルの選挙制度」『社会科学研究』58巻5・6合併号, 21-32.

(英語文献)

- Bormann, Nils-Christian and Matt Golder. 2013. "Democratic electoral systems around the world, 1946-2011." *Electoral Studies* 32(2), 360-369.
- Buttorff, Gail. 2015. "Coordination failure and the politics of tribes: Jordanian elections under SNTV." *Electoral Studies* 40(1), 45-55.
- Lago, Ignacio and Jose Ramon Montero. 2009. "Coordination between electoral arenas in multilevel countries." *European Journal of Political Research* 48(2), 176-203.
- Mainwaring, Scott. 1993. "Presidentialism, Multipartyism, and Democracy: The Difficult Combination." *Comparative Political Studies* 26(2), 198-228.
- Taagepera, Rein and Matthew Soberg Shugart. 1989. *Seats and Votes*. New Haven: Yale University Press.

小川寛貴（おがわ ひろき，1990年生）

所 属 早稲田大学大学院政治学研究科博士後期課程

最終学歴 早稲田大学大学院政治学研究科修士課程

所属学会 日本政治学会，日本選挙学会

研究分野 選挙研究